

職員のストレスチェック等業務に係る公募型プロポーザル説明書

1 業務名

職員のストレスチェック等業務

2 業務の目的

労働安全衛生法に基づき、心理的な負担の軽減を把握するための調査（以下、「ストレスチェック」という。）を実施することで、職員自身のストレスの気づきを促し、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止する（一次予防）とともに、ストレスチェックの結果に基づく集団ごとの集計・分析（以下「集団分析」という。）を行うことにより、職場環境の改善につなげ、働きやすい職場環境を進めている。

本業務について、本市の様々な職場に対応した専門家ならではの見地からの支援、手法の提案などを期待し、公募型プロポーザル方式により受託事業所を選定するものある。

3 業務の内容

(1) 委託事業の内容

「職員のストレスチェック等業務 基本仕様書」のとおり

(2) 契約期間

契約締結日から令和13年3月31日

(3) 契約上限額

22,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。

(4) 契約担当課

広島市企画総務局人事部福利課（本庁15階）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL 082-504-2887

E-mail fukuri@city.hiroshima.lg.jp

4 全体スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・ 公示日 | 令和8年4月 6日（月） |
| ・ 質問受付期限 | 令和8年4月10日（金） |
| ・ 応募資格確認申請書提出期限 | 令和8年4月15日（水） |
| ・ 提案書提出期限 | 令和8年5月 7日（木） |
| ・ プレゼンテーション | 令和8年5月18日（月） |
| ・ 審査結果通知 | 令和8年5月下旬 |

5 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこととする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び広島市契約規則（昭和 39 年広島市規則第 28 号）第 2 条の規定に該当していない者であること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

6 応募資格確認申請書

- (1) 提出書類
 - ア 応募資格確認申請書（様式 1） 1 部
 - イ 履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（写し可） 1 部
発行日が、応募資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。
 - ウ 広島市税の納税証明書（写し可） 1 部
「令和〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある発注者の納税証明書（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。）
※広島市内に事業所を有していない場合は、申立書（様式 7）を提出すること。
 - エ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） 1 部
「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その 3」「その 3 の 2」「その 3 の 3」のいずれか）（証明年月日が応募資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。）
 - オ 誓約書（様式 2） 1 部
- (2) 提出期間
公示日から令和 8 年 4 月 15 日（水）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年 9 月 26 日条例第 49 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

- (3) 提出場所
前記 3(4)の契約担当課
- (4) 提出方法
持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）
- (5) 応募資格確認結果の通知
応募資格確認申請書等必要書類の受理・確認後、確認結果を応募者に速やかに書面又は電子メールにて通知する。

7 提案書の提出

- (1) 提案書の記載項目
様式 5（提案書）の項目、提案内容について具体的に記載すること。
※提案書は A 4 版を基本とし、表紙及び参考資料を除き 30 頁以内とすること。
- (2) 提出部数等
 - ア 提案書正本（様式 3（正本用表紙）＋提案書） 1 部
 - イ 提案書副本（様式 4（副本用表紙）＋提案書） 8 部
 - ウ 電子データ（提案書の編集可能なデータ形式（Word・Excel・PowerPoint 等）を格納した電子メール等による送付） 1 式
- (3) 留意事項
 - ア 提案書は 1 者 1 提案とし、2 以上の提案書が提出された場合は失格とする。
 - イ 提案書の再提出は、提出期限までに限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。
 - ウ 提案書の正本用表紙（様式 3）には、応募者名（住所、商号又は名称、代表者職氏名）等を記載すること。ただし、副本用表紙（様式 4）には応募者名等を記載はしないこと。
 - エ 提案書には応募者名が類推できる記載はしないこと。
 - オ 提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。
 - カ 提出した提案書を取り下げる場合は、速やかに取下願（様式 8）を提出すること。
 - キ 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出期限及び提出場所等
 - ア 提出期限 令和 8 年 5 月 7 日（木）午後 5 時 15 分まで
 - イ 提出場所 前記 3(4)の契約担当課
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付
この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和8年4月10日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 受付場所 3(4)の契約担当課

ウ 受付方法 質問書（様式6）に記入の上、電子メールで提出すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き5日以内に質問者に直接回答するほか、前記3(4)の契約担当課において、令和8年5月7日（木）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

9 審査

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、職員のストレスチェック業務等委託事業者プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、受託候補者特定基準に基づいて行う。

(2) 受託候補者特定基準

別紙 受託候補者特定基準のとおり

(3) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審査の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者とする。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、広島市の求める最低限の水準（総計の6割）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(4) 審査結果の通知及び公表

受託候補者を特定した後は、速やかに応募者全員に書面にて当該応募者に係る審査結果を通知するとともに、応募者全員の商号又は名称、評価結果、受託候補者特定結果及び審査委員会の委員について、広島市ホームページにおいて公表する。（令和8年5月下旬を予定）なお、審査結果に対する異議の申し立てはできないものとする。

(5) 審査結果の説明

応募者からの受託候補者の特定結果に関する質問等については、書面により受け付ける。ただし、その受付は審査結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、発注者は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

10 契約

- (1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結出来ないときは、次点の評価を得た者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、随意契約を行う。
- (2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記3(4)の契約担当課に提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（広島市ホームページからダウンロードできる。）を、前記3(4)の契約担当課に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしていることが要件となっている。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（広島市のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、発注者による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、発注者において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に、前記3(4)の契約担当課に申請すること。

11 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規定及び広島市契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提案書等の作成及び提出に係る費用は応募者の負担とする。
- (4) 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他社を不利になるように、委員に対して働きかけるこ

とを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに、指名停止その他の措置を行うことがある。

- (5) 提案書等に虚偽の記載をした場合若しくはその他不正の行為をした場合には、失格にするとともに、指名停止その他の措置を行うことがある。
- (6) 発注者が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (7) 提出された提案書等に係る内容は、受託候補者特定の目的以外に無断で使用しない。ただし、応募者の了承を得た場合には、この限りではない。また、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第5条第1項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (8) 別紙「職員のストレスチェック業務等委託仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、全ての契約書にその内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。